



## 東京都福祉保健局からのお知らせ

東京都福祉保健局のホームページに、次の内容が掲載されていますので、お知らせします。

◆「[生活保護法改正による後発医薬品の使用原則化について（生活保護法指定医療機関・指定薬局の皆様へ）](#)」 

[こちらをクリック](#)

- 1 生活保護法改正による後発医薬品の使用原則化（平成 30 年 10 月 1 日施行）
- 2 都内指定医療機関・薬局の皆様へ
- 3 （参考）生活保護受給者の方への周知

◆「[生活保護における患者への明細書無償交付について（生活保護法指定医療機関・指定薬局の皆様へ）](#)」 

[こちらをクリック](#)

- ・生活保護における患者への明細書無償交付の義務化（平成 30 年 10 月 1 日から）

【 問合せ先 】

東京都福祉保健局生活福祉部保護課医療担当 電話番号 03-5320-4065(直通)